

名称：拒絶審決取消請求事件

知財高裁：平成20年（行ケ）第10121号 判決日：平成21年4月27日

判決：請求認容

特許法29条2項

キーワード：進歩性

[概要]

原告は、以下の点を主張した。

『①被回動部材と回動部材との間にラチェット機構を設けること、②ラチェット機構の構造として「直動－回動変換部」を備えたもの、③同様の構造として「回動－回動変換部」を備えたものが、被告主張のとおりいずれも本件出願前に周知技術であったといえるかどうかは明らかではない。なお、上記①～③が本件出願前に周知技術であったか否かは、審決には記載されておらず、審判においても審理の対象にもなっていない。仮に、訴訟提起の時点で①～③が周知技術であるとしても、本件出願前にこれらが周知技術であったか否かについて、被告は何ら立証をしていない。また、仮に本件出願前に①～③が周知技術であったとしても、「引用文献2記載の発明の水流切り換え機構に『直動－回動変換部』を備えたラチェット機構を見た当業者が、引用発明の回動操作されるレバーの回動伝達部に、『直動－回動変換部』と同様のラチェット機構としての機能を付与すべく、これを『回動－回動変換部』を備えたラチェット機構として適用することは、格別の困難を伴うことなく、当業者が容易に想到し得る事項である。」と判断することはできない。』

これに対し、被告は以下の点を反論した。

『審決では、上記の①ないし③の点がいずれも周知であることを明記していないが、実質的にこれらの点を踏まえて判断したものであり、引用文献2に記載されたラチェット機構の構造（直動－回動変換部）をそのまま引用発明に採用するのではなく、これを引用発明の回動操作されるレバーの回動伝達部に適用可能な構造として採用することを前提とした判断であり、当業者にとって自明の事項である。』

[争点]

レバーを回動させる操作力を、被回動部材に伝達する回動伝達部に、ラチェット歯を有するラチェット機構として備える構成が、本願出願前に公知又は周知であるか否か、引用発明に、ラチェットに係る公知又は周知の技術を適用することにより本願発明の構成に至ることが容易であるか否か。

[裁判所の判断]

引用発明は、レバーと回転軸との関係においては、「回動－回動変換」方式を採用している点において、本願発明と共通するのに対して、引用発明2は、押し部と回転軸中心との関係において「直動－回動変換」方式を採用しており、押し部11を押す直動の操作力を回転板9の回動に変換

するとの技術的特徴を備えている点において、引用発明及び本願発明と相違する。引用発明2の技術的特徴及び相違点を考慮するならば、引用発明と引用発明2とを組み合わせることで本願発明の構成に到達すること、すなわち、引用発明2のラチェット歯94を、引用発明の回動伝達部に適用することにより、本願発明の構成である「該切換レバーによる回動伝達部にラチェット機構を有する」構成に至ることが容易であるとはいえない。

また、審決は、本願発明に係る容易想到性の判断に関しては、単に、「引用発明と引用文献2に記載された発明は、蛇口に連絡する切換弁において、水路切換機構を回動させる手段である点で共通するものであるから、引用発明において、回動伝達部にラチェット機構を用いることで相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者に容易である」との説示をするのみであって、引用発明2に着目した実質的な検討及び判断を示していない。

そのような点を総合考慮すると、被告が、本件訴訟において、引用発明と引用発明2を組み合わせることで、本願発明の相違点に係る構成に達したとの理由を示して本願発明が容易想到であるとの結論を導いた審決の判断が正当である理由について、主張した前記の内容は、審決のした結論に至る論理を差し替えるものであるか、又は、新たに論理構成を追加するものと評価できるから、採用することはできない。

[コメント]

原告側は、被告（特許庁）の手續違背を指摘しつつ、本願発明の進歩性を主張しており、時折見られる特許庁の手續違背に対する対応策として、非常に参考になると思われる。